

上咋麻呂状と奈良時代の官人社会

馬場基

はじめに

日本古代の制度・社会を考える上で、官人制度は重要な意義をもち、多くの研究が積み重ねられている。特に位階の昇進などの「異動」の場面には、律令官人制のさまざまな特徴が集約的に現れる。奈良時代の任官に関しては、早川庄八氏・西本昌弘氏らの研究がある¹⁾。

一方、それぞれの官人にとつても人事異動は重要である。人事異動をめぐる彼らの活動には、彼らの生きた社会の様相が大きく反映されている。本稿は、早川・西本両氏の研究に依りつつ、正倉院文書中の二通の文書を近年の正倉院文書研究を援用して検討し、奈良時代官人社会の一断面を描き出そうとするものである。

一 上咋麻呂状の性格

1 上咋麻呂状の年

今回主な対象となるのは、以下の二通の文書である。「大日本古文书」によって示す。

A 上咋麻呂状 (『大日本古文书』二二二—二二二・続々修

三九—四裏)

○コノ文書、字面ニ落書アリ、今省略ニ従フ、

奴咋麻呂恐惶謹頓首

欲望官事 (左右兵衛衛士府等一々末任)

右、以今日、官召人名注列、諸人云、明日召與者、若垂大恩、預此類賜、一生喜何有、今不勝望憑犯轍貴所、無

功憑望古人所厭、雖然尊公垂愁、今以状、恐懼謹頓首、死罪々々、謹状、不具、

十月廿三日奴上昨麻呂謹上

B 上昨麻呂状〔大日本古文書〕二二二—二二三・統修四

九)

○コノ文書、「鯛六十隻」ノ字面ニ、「用不」ト大書セリ、

貢上

生鯛六十隻

右物、雖醜、侍者等之仲進上如件、若垂領納幸々甚、

謹状、不具、

十月廿八日下情上昨麻呂

奉上 道守尊公（侍者）

（以下、別筆の落書省略）

上昨麻呂の書状はこのほかに二通、計四通が伝わる。「大日本古文書」では、いずれも年未詳として宝亀四年に類集する。なお、上昨麻呂という人物は、現在この四通の書状で知られるだけである。³⁾

A・Bの二通を最初に関連づけたのは『寧楽遺文』であ

らう。同書ではA・B二通を並べて載せ、解説で「三四上昨麻呂状は、六衛府任官の推挙を請うたもの。三五上昨麻呂状は、生鯛六十匹を送る書状で、前状の日付が十月二十三日で、これが十月二十八日であることから推すと、前状で、官の推挙を依頼した上官に送ったものであらう。」⁴⁾と両者の関連性を指摘する。日付が近いことを根拠とするが、年が同じかどうかは確認されていない。もし、年が異なれば、『寧楽遺文』の推定は成り立たなくなる。

しかし、近年進捗著しい正倉院文書研究によって、この二通を積極的に関連づけられる可能性が生じた。西洋子氏の一連の文書復原の中で、現在統修四十九と統修三十九—四という、別の巻物に収められているこの二通の文書が、かつては宝亀三年二月から始まる「奉写一切経食口案」という一連の帳簿に二次利用されていたことが明らかにされた。⁵⁾西氏の復原をもとに、「宝亀三年奉写一切経所食口案」の形成過程および文書の二次利用のされ方を整理していく。復原された「宝亀三年奉写一切経食口案」は宝亀三年二月一日〜十二月三十日までの帳簿で、日記・追い込み式の記載をもつ。帳簿の作成者は、案主上馬養。

紙の再利用の状況は、まとまりのある文書が再利用され

ている部分と、さまざまな文書等が個別的に用いられている部分がある。前者は、一次利用の時点ですでに連貼されていたであろう。帳簿を作るために、最初にある程度の長さのある紙を用意したと考えられる。このパターンの再利用では、一次利用と二次利用の時間差が比較的時間差が長い場合もある。⁷⁾一方後者では、一次利用と二次利用の時間差は短い。⁸⁾上馬養の手元に届き、そこで処理される文書であったため、比較的短い間に再利用されたであろう。帳簿が長くなるにつれ追加されていったと考えられる。

今回、考察の対象にする二通の文書は、どちらも後者の単独の文書のパターンである。したがって、二次利用された時期からそれほど遠くない過去に用いられ、上馬養のもとに保管されていたものであろう。Aは宝亀三年十二月二十二日、Bは宝亀三年十一月二十日、二十六日の記載に利用されており、どちらも宝亀三年十月の文書と考えることができる。日付が近接していること、差出人が同じ上麻呂であること、また最終的に上馬養の手元で再利用されており、比較的近い場所で動いたとみられることなどから、『寧楽遺文』の推定は裏付けられた。次に、両者の具体的な関係を考えるため、二通の文書の動き

を考えておくことにしたい。

2 上麻呂状の動き

二通の書状はどちらも、上麻呂から上馬養に出されたもの、と考えるのが一番素直であろう。しかし、どちらの文書も、一次利用面に「大日本古文書」で「落書」とされる文字が書き込まれており、この点が若干問題となる。

Aでは、行間に文字が追記される。隣の行と同じ文字を書く部分がほとんどである。「大日本古文書」で寄せ書きと認識されて本文として採用されている文字は、他の落書が完全に行間であるのに比べると、本来の行に密着している。しかし追筆のようにも見え、推敲の痕跡と考える可能性も残される。こうした状況の理由として、大きく以下の三つの状況が想定されよう。

イ 昨麻呂から馬養に出された書状で、馬養が落書を書いた。

ロ 昨麻呂から馬養に出された書状で、これを馬養が修正・清書してさらに別の人物に伝えた。

ハ 昨麻呂の依頼によって馬養が作成した草案で、これを清書したものをさらに別の人物に送った。

いずれの場合も、a 昨麻呂の希望を伝えていること、b 馬養はそれを受けて、さらに別の人物や上級の機関なりに取り次いだり働きかけたりする役割をはたしていること、の二点は共通する。この文書から、それ以上の特定は困難であろう。A そのものが移動したかどうかは別として、A に記された昨麻呂の意志が馬養に伝えられ、馬養がさらに他者に伝え、実現させることが期待されていた、という意志の伝達・移動は確実である。なおこの際、b の点について、馬養が何らかの推挙に関わっていたかなど、人事に関与できたかによって、文書の意志が直接馬養に対する要求なのか、馬養は単なる仲介者なのか、変化する。

B では、本文の奥の余白に落書がなされている。裏（二次利用面）に、一次利用時の封の痕跡があることから、書状として実際に使われたものである。宛先の「道守尊者」は上馬養であるから、B は確実に上昨麻呂から上馬養に出され、馬養の手元にあつた。昨麻呂の意志は文書とともに馬養のもとに届けられ、とどめられた。また、B は内容的には送り状であるから、「生鯛六十隻」も共に動き、馬養の手元に届いたと考えるのが自然である。落書は、書状とは関係がないと考えられる。

以上、書状そのものの動き、という点で問題を残したが、発信者の意志の移動、という点では整理ができた。以下、文書の内容の考察に移りたい。

二 上昨麻呂状の伝えるもの

1 奈良時代の官人と噂

A は「欲望官事」という事書きからも知られるように、任官希望を伝える。「官召」は「ツカサメシ」で、任官（およびその儀式）のことである。「官召人名注列」は官召対象者のリストの作成を指すのであろう。「明日召與」は、官召の発表・任官者の召喚が明日ある、ということと考えられる。文脈から判断すると、「以今日」〜「明日召與」全体が「諸人云」であろう。「若垂大恩・・・」以下は、任官希望を切々と伝える文章である。

昨麻呂の得た情報が正しかつたとすると、その五日後のBと鯛は、Aにともなう謝礼といえよう。したがって、彼の運動は成功したことになる。

ところが、『続日本紀』では宝龜三年十一月朔日条に任官記事を載せる。『続紀』の記事を信じれば、十月二十三

日に昨麻呂の得た情報は不正確であったことになる。Bも、人事異動の前の文書であるから、成功に伴う礼ではなく、任官運動であった。宝龜三年十月は二十九日までで、十月二十八日という日付からすると、Bは十一月一日の人事異動直前の最後の運動ということができよう。この状況を整理すると以下の様になる。

十月二十三日 上昨麻呂、人事異動関係の情報入手

十月二十三日「官召人名注列」

二十四日「召」

衛府官人たらんことを希望する

上馬養が関与する

実際には人事異動なし

十月二十八日 上昨麻呂、上馬養に生鰯六十隻を送る

十一月一日 人事異動

十一月二十日 ころ B再利用

十二月二十二日 ころ A再利用

噂に翻弄されながらの、必死の任官運動。最初の情報は不正確であったが、正しい日程が差し迫った二十八日に改

めて運動をしているところをみると、その後にかなり正確な情報が入手できたのだろう。しかし、彼の任官運動が成功したか否かは、残念ながら判然とし¹⁶ない。

奈良時代の官人社会でも、虚実おりまざった様々な情報・噂が飛び交っていた。人々はそうした情報・噂を掻き集め、それらを時に利用し、ときに振り回されながら活動していたのである。

2 同族関係とコネクション

上昨麻呂の運命も気になるが、この二通の文書はその他にも興味深い内容をもっている。

まずは、上馬養の役割について。昨麻呂が馬養を頼ったのは、二人が同族関係にあったことが最大の理由であろう¹⁷。同族関係に基づく下級官人のネットワークを示す一つの例ととらえることができる。

馬養の果たした役割は明確ではない。仲介者なのか、それとも何らかの権限を有していたのか。Bの「生鰯六十隻」が、どちらに妥当か判断しがたい¹⁸。A・Bが二次利用されている「宝龜三年奉写一切経食口案」には、宝龜三年十月二十三日の三嶋安倍麻呂解という文書も利用されている。

C 三島安倍麻呂解（『大日本古文書』二〇—三一八—三

一九）

右物、雖乏少、黙止不能、献上如件、以解、

宝龜三年十月廿三日三嶋「安倍麻呂」

三郎尊（侍者辺）

（以下落書省略）

Cの日付はAと同じ十月二十三日である。昨麻呂がつかんだ噂は、他の人々の耳にも入っていたはずで、想像をたくましくすると、Cもまた任官に関連しての運動であった可能性が考えられる。

Cの落書部分には、經典風の文言を、きちんとした文字で書く部分があり、この点でBと類似する。CはBと同様送り状であり、落書が似ることは興味深い。最終的に馬養の手元で再利用されていることから、B・Cは品物とともに馬養の手元に届いたと考えるのが妥当ではないだろうか。²⁰⁾任官に関連したCの文書が品物とともに「三郎尊」を經由して、²¹⁾馬養に届けられたとするならば、宝龜三年十月末に、馬養のもとに、人事異動をめぐる品物や請願が同族関係を

超えて集まっていたことになる。この仮定に立てば、馬養は人事に太いパイプを持っていたか、何らかの権限——たとえば写経所からの推薦権——をもっていた可能性が高まる。²²⁾馬養のそうした立場故に、昨麻呂は同族関係をフル活用して働きかけを行ったのだろうか。

官人達は、同族関係や様々な人間関係を通じて、利益追求を行っていた。奈良時代官人社会は、「噂とコネの社会」という側面を持っていた。

3 奈良時代の人事異動

一方、合理的にシステム化された奈良時代の様相も見られる。

「官召人名注列」という文言は、先にも述べたように、これは「官召」のリスト作成と考えられる。特に「注列」という言葉に注目すると、単に名前を書き連ねるのではなく、名前を「注記」しながら並べていく——何らかの（おそらくは官職名）記載があるところに、名前を注記していく——という意味合いが感じられるように思う。²³⁾そして、こうして「官召」対象者の名前を「注記」していくことこそ、「人事異動の決定」であると、昨麻呂は考えている。こう

した文書の作成法や位置づけは、後の大間書の作成とよく似ている。すでに早川・西本両氏が詳説するように、奈良時代にも除目関係の文書・儀式は存在した。大間書の存在も推定されているが、この「官召人名注列」は、まさに大間様の文書作成そのものを指しているであろう。奈良時代の大間書の存在の傍証のひとつになると思われる²⁴。

「官召人名注列」を大間書作成に準じるものとする、それが「今日」行われ、明日「召す」ということも注目される。昨麻呂は、「今日」行われる人名注列に対して「今日」書状を用意し、運動を行っている。逆に言うと、それでも間に合う時間帯に人名注列は行われた。通常の朝儀の様に早朝から行われていては間に合わない。一日の中でも遅い時間帯に、人名注列は行われたと考えられる。平安時代の儀式書類をみると、大間書作成を中核とした除目は夜の儀式のようである。儀式の時間帯も、平安時代と類似していた可能性が高いといえよう。奈良時代の任官の儀式・手続きは、多くの点で平安時代のそれと類似し、連続している²⁵。

ただし、日付については問題が残る。「官召」の日付は、「官召人名注列」の日か「召」の日。Aからの印象として

は、「官召人名注列」はあくまで官召のための人名注列で、「官召」はその翌日の「召」の様に感じられる。天平十八年具注暦の「官召」と「統紀」の任官記事の日付は同じであり、「統紀」が材料とした資料に記された日付は「官召」の日付と同じである。奈良時代、正式な任官の日付は、リストが作成された日ではなく実際に「召された日」ということになる可能性もあろう。一方、十世紀以降は除目清書の日付が正式な任官日で、翌日の召の日付ではないことが、西本氏によって指摘されている²⁶。この点はさらに検討を要する。

おわりに

以上、二通の上昨麻呂書状を通じて、任官を中心とした奈良時代官人社会の若干の検討を行った。奈良時代には、平安時代以降の儀式につながる人事異動の手続きが存在していた。それらは合理的で、システム化されたものである。一方、様々な噂が飛び交う奈良時代官人社会、それらに翻弄されながら同族関係を中心としたコネをたどって任官を求める官人達の姿も垣間見られた。

律令法に象徴される高度な制度が支配する社会を、下級
官人達は「噂とコネ」で生きていたというのは、いささか
言い過ぎであらうか。

注

- (1) 野村忠夫「律令官人制の研究 増訂版」吉川弘文館、一九七八 など。
- (2) 早川庄八「八世紀の任官関係文書と任官儀について」(『日本古代官僚制の研究』岩波書店、一九八六。初出一九八一)、西本昌弘「八・九世紀の内裏任官儀と可任人歴名」(『日本古代儀礼成立史の研究』塙書房、一九九七。初出一九九五)。以下、本稿で両氏の見解を引用する場合はこれらの論文による。
- (3) 『日本古代人名辞典』による。なお、奈良文化財研究所「木簡データベース」で検索しても上昨麻呂という名前はヒットしない。
- (4) 『寧楽遺文』下巻・解題。一三七頁。
- (5) 西洋子「食口案の復原」(『正倉院文書研究』四・五、一九九六・一九九七)
- (6) たとえば、四月十三日～五月五日の間の八紙は、いずれも請仮不参解を再利用している。
- (7) たとえば、天平宝字六年の奉写大般若経料雑物納帳が七月の記載に用いられている。

- (8) たとえば、宝龜三年十月二十三日の三嶋安倍麻呂解が十一月五～七日の記載に利用されている。
- (9) 以下、文字の記載状況はマイクロフィルム紙焼および、宮内庁書陵部編『正倉院古文書影印集成』(八木書店)による。
- (10) 『宝龜三年奉写一切経所食口案』の紙背をみたところ、Aの様に行間に同じ文字を落書している例は他にもみられ、落書部分の筆跡はどれも似ている。Aは実際に馬養に届けられた書状である可能性が最も高いと考ええる。
- (11) 『正倉院古文書影印集成』六、解説。
- (12) 田中大介「写経所文書に現れる「道守」について」(『続日本紀研究』三三九、二〇〇二)。なお、田中氏はBが宝龜三年の文書であることは指摘しているが、Aについては積極的に指摘していない。
- (13) この落書の書きぶりなどは、後にふれる三嶋安倍麻呂解の奥に書かれたものと似ている。
- (14) 『天平十八年三月具注曆』(『大日本古文书』二一五七〇～七七四)では、三月五日に「官召十二人」、十日に「官召十三人」とし、『続日本紀』もそれぞれ同じ日に任官記事を載せる。「官召」は任官もしくはそれに伴う儀式などを指す語である。ただし、「官召」が京官だけを対象とするものかはわからない。新日本古典文学大系『続日本紀』三(岩波書店、一九九二)、補注十六―三〇参照。
- (15) 『寧楽遺文』ではおそらくこうした事態を想定していたと思

われる。

- (16) Bでは「鱸六十隻」を消すように「用不」と書かれている。こうした「用不」などの書き込みは、通常その「文書」が「用不」であり、反故として利用可能であることを示すのが一般的である。ただし、Bが利用されている宝龜三年の「奉写一切経所食口案」では、こうした書き込みが他にはない。反故利用可能な紙に「用不」等の文言を書く整理方法をとっていなかった可能性が想定できる。あえて物品名を消すように書かれていることも勘案して、馬養が鱸を受け取らなかった可能性も想定できよう。鱸を突き返すぐらいであるから、不調に終わったのであろうか。ただしこのように考えた場合、なぜ鱸は返却したのにBの書状だけ手元に残したのか疑問が残る。気持ちだけは受けるということなのか、結果をみて品物だけ返したのであろうか。贈り物がなぜ「生鱸」なのかも疑問である。「用不」の用例も含め、更に検討する必要がある。
- (17) 田中氏は、註(12)論文で現存する四通の上昨麻呂の文書すべてを上馬養との同族関係に基づく書状とする。同族の下級官人のネットワークについては、大平聡「宴ひらいて水に流して」(『奈良古代史論集』3)真陽社、一九九八)参照。
- (18) ここでいう「何らかの権限」には、「誰を仲介するかを選択する権限」も含む、広い意義で考えておきたい。
- (19) 鱸は奈良時代においても比較的安価であった(関根真隆「奈良朝食生活の研究」吉川弘文館、1969。一五四頁)。しかし、鱸は比較的鮮度の落ちやすい魚であり、「生鱸」が安価であったか等は不明である。
- (20) 書状としての形式が異なる点は若干問題となろう。
- (21) 「三郎尊」が誰であるかは不明。
- (22) 上昨麻呂も、三嶋安倍麻呂も写経所と同族の薄い人物である。田中氏は昨麻呂の文書はいずれも馬養との同族関係に基づくもので、写経所とは無関係な文書である、と指摘する(註(12)論文)。三嶋安倍麻呂に至っては他に史料がない。
- (23) 無論、人名を追いつき込み式で書いていくリストの可能性もある。ただし、考選制度での木簡も含めた合理的な事務処理を考えると、後述のような大間に類する方法を示している可能性が高いと考える。
- (24) 「大間」というような用語は使われていない。この点は、昨麻呂が希望した官が判任官で、大間の対象外であった可能性、「大間」というような語はまだ成立していなかったか広く知られていなかった可能性、などが想定される。あるいは、「大間」ほど整備された文書はなく、「欠官帳」のような帳簿に直接書き込んでいたのであろうか。
- (25) こうした観点から、申文との連続の有無を考えると、Aの書状の行き先が注目される。
- (26) 西本氏註(2)論文、註(35)。